

日本政策金融公庫 中小企業事業 の

東日本大震災復興特別貸付

東日本大震災により被害を受けた中小企業者の再建復興を支援します。

被災地の皆様には心からお見舞い申し上げます。

東日本大震災で
被害を受けられた皆様へ一日も早い復興を
お手伝いします。

融資限度額

直接貸付

3億円

代理貸付

7.5千万円

金利

長期固定

融資期間

運転資金

15年以内

(うち据置期間5年以内)

日本政策金融公庫 中小企業事業の 東日本大震災復興特別貸付

ご利用いただける方	ご利用いただける資金	融資限度額	融資利率	融資期間
<p>次の（１）および（２）に当てはまる方 （１）次のいずれかに当てはまる方</p> <p>①岩手県および宮城県のうち、東日本大震災復興特別区域法施行令に定める東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる区域に事業所を有し、事業活動を行う方であって、東日本大震災の被害（直接被害に限る。）を受けた方</p> <p>②福島県に事業所を有し、事業活動を行う方であって、東日本大震災の被害を受けた方</p> <p>（２）次のいずれかの機関から債権買取りの支援を受けた方</p> <p>①株式会社東日本大震災事業者再生支援機構</p> <p>②株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第59条に規定する産業復興相談センター</p>	<p>ご利用いただける方（２）に掲げる機関からの借入を返済するために必要となる長期運転資金</p>	<p>直接貸付 3億円</p> <p>代理貸付 7.5千万円</p>	<p>基準利率－0.5% 1億円を限度として、融資後3年目までは基準利率－1.4%、4年目以降は基準利率－0.5%</p>	<p>運転資金 15年以内 (うち据置期間5年以内)</p>

その他

■保証人 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。

融資のお申し込み

- 直接貸付 日本公庫中小企業事業の窓口にお申し込みください。
- 代理貸付 日本公庫の代理店の窓口にお申し込みください。

上記は本制度の概要です。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口または事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。



本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4
<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ窓口

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ！公庫)
 0120-154-505